

# とう 闘 華

発行:ユニオン東京合同

発行人:三角 忠

東京都千代田区三崎町 2-17-8 皆川ビル 301 朔気付

TEL&FAX 03-3262-4440

メール info@union-tg.org

ホームページ <http://www.union-tg.org/utg/>

郵便振替 00110-8-120661

# 共謀罪の成立を弾劾！廃止まで闘おう

## 議論をふっとばし民主主義を破壊した本会議採決

国会で共謀罪の審議がされる中、与党は小幅な会期延長も視野に入れていたが、2017年6月14日の自民、民進の両参院国対委員長の会談で、自民党が突然方針転換し「共謀罪」法案の参院法務委員会での議論・説明を尽くして採決をするということを手続きごとすっ飛ばし、同委員会での審議を打ち切り本会議で直接採決する「中間報告」を提案し、「中間報告」という禁じ手を使って、法案成立を強行した。文字通り悪事のために方法をいとわないやり方であり、その暴挙を弾劾する。

## 安倍は保身のためなら手段を選ばない

国会前では、連日の「共謀罪NO」を訴える行動、徹夜の反対行動が続いていた。その反対の声に怯えでもしたかのように、6月15日午前2時31分に参院本会議が再開し、6月15日7:46に強行採決で成立した。

この「中間報告」は過去に衆院で4回、参院で18回あったが、多くは与野党対決型で委員長が野党の場合などで採決に応じないという場合である。本来であれば、国会で3分の2議席を持っているのだから、審議を尽くしても採決では与党の思うままにできるはずであった。ところが、安倍政権が強行採決によって国会を閉じたいという衝動は、安倍首相のお友達が経営する学校法人加計学園の獣医学部新設の特区の案件について、「総理の御意向」があったとする問題で追い詰められていたからに他ならない。都議選告示が迫る中、支持率の低下もあり、早期に国会を閉じてしまわざるを得ない安倍の保身でもあり、いずれにしても、この共謀罪という現代の治安維持法の内容も問題で

あるが、さらに採決に至るこのような自分の保身のめのやり方で、数の力で言論が封じ込まれる。これは民主主義と、民衆への背任だ。

## 安倍の横暴への反撃はこれからだ

本来なら6月16日までであると見込んでいた野党も、反対運動の仲間も聞いてないと言う、話し合いを軽んじ、不意打ちによって事をなしていいという民主主義の破壊である。そして、6月23日には法務省は林刑事局長名で通達を発し、警察長は都道府県警本部が共謀罪捜査を指揮すると発表した。同じく、共謀罪法成立後、治安維持法と同じくわずか20日後(7月11日)に施行する。

こうした安倍の姿勢に民衆の多くはもう我慢できないことを7月2日の都議選の自民党惨敗によって示された。(なお、小池・都民ファーストというものも何事もまともに解決できず、早晚行き詰まることは予見され、矛盾はより激化するであろう。)安倍の横暴に本格的鉄槌を下すのはこれからだ。

労働者は本気になって安倍打倒と共謀罪廃止まで闘おう。

## 手をつなぐ育成会（連合会）事件 解雇無効地位確認等請求裁判判決

2017年8月10日（木）

判決言い渡し 13:10～

東京地方裁判所 第709法廷

※変更があった時は、ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

## ◆◆手をつなぐ育成会分会◆◆

6月23日(金)

解雇無効地位確認裁判の原告(元職員)2名で、全国の都道府県・政令指定都市育成会の55正会員にレターを送りました。8月10日の判決に向けて、育成会連合会を構成する正会員に使用者(執行部)側の情報だけでなく、労働者側の情報も知って判断していただくためです。

久保会長が争議に熱心で、争議上事実を反することを言うので事実を組合に情報を知られないようにするという付度か、指示かは分かりませんが、育成会連合会がホームページで情報を公開しないと、機関誌にも載せないなど、争議を理由に育成会運動を犠牲にしていることに、各地の育成会は気が付かないのかと思います。2007年から労使問題で争議が続いて、2014年には、労働組合排除のための「解散劇」を仕掛けて、その尻尾をつかまれないために予算・決算など情報を開示しないのでは、育成会会員は減り続けているのは当然でしょう。

6月26日(月)

5月19日までは裁判所に提出する書面が大変で、分会ニュースを作ることすら困難なほどでしたが、ようやく裁判も結審したこともあり、第85回社会保障審議会障害者部会で分会ニュース99号を配布しました。

久保厚子会長が委員となっている部会ですから、育成会連合会と久保会長の現状を正しく他の委員にお知らせするコンセプトのニュースとしました。

案の定、久保厚子会長がやってきたので、「久保さん、ちゃんと解決するように」と声をかけたら、「裁判やっていますから」と、アレレ?の返事がありました。裁判はすでに結審していることと、久保会長はこれまでの裁判では和解しても和解を踏みにじっていることと、東京都労働委員会にもかかっていますし、久保会長が「裁判やっていますから」と言うのは、何の解決をも示していません。単に言い返したくらいのものでしょうか。それにしても久保会長は労使問題を解決することに未だに前向きになれていないということがわかりました。

会員減少については「手をつなぐ」などに泣き声を記していますが、(安倍君と一緒に)自分の言動が支持

(率)を破壊していることに気付きもしないでしょう。「全面解決」を目指すぐらいの認識でなければ、育成会の再生も計れないのではないですか。

6月27日(火)

分会ニュース99号を厚生労働省前でも配布しました。

また、全日本育成会から東京都労働委員会に準備書面(9)と上申書が提出されました。

公益委員からの今回の書面のお題は、「組合の準備書面(14)への認否反論をするように」となっていますが、全日本育成会はその認否・反論もできずに、聞き飽きた言いたいところだけを繰り返しているようで、それも3月8日の三上証言での事実をねじ曲げるように訂正をしようとしているのです。

6月28日(水)

全日本育成会の三上正浩清算人に、団交促進のための事務連絡を続けているが応答がないこと、特に全日本育成会があっせん申請の真正性(全日本育成会清算人として東京都労働委員会のあっせんが必要と判断して行ったことなのか、代理人にお任せの中で弁護士が行ったのか)の確認をしているがこれにも三上清算人から応答がないため、全日本育成会のほかの2名の清算人に、あっせん申請の事情についての問い合わせをする内容で、7月10日までに回答するように手紙を出しました。

6月30日(金)

組合は東京都労働委員会へ、甲144号証(事業所協議会規程)、甲145号証(2017年2月15日付全日本精神保健福祉連盟だより1ページ目にあるいわば「久保会長の公式見解」と証拠説明書をつけて、提出し、6月27日の提出の全日本育成会の準備書面(9)でのご主張が嘘だらけであることを、事実をもって示しました。

7月4日(火)

東京都労働委員会の第20回調査

調査の前日(7月3日)に育成会連合会は準備書面(9)を出しました。求められた書面のお題は、「組合の準備書面(14)への認否反論をするように」であるにも関わらず、育成会連合会の書面の方では、お題

をまったく無視した書面となっていました。6月27日付全日本育成会の準備書面(9)よりも、さらに劣化の著しいものと言えるでしょうか、組合の準備書面(14)への認否・反論はありませんでした。

### 審査の当日(7月4日)

さて、審査の当日。審査委員は、組合・全日本育成会・育成会連合会のそれぞれ個別に調査を行ったあとに、全員を集めて合同で、これまでの調査において、以下の争点案についての整理を示しました。

#### 2017年7月4日に再度示された争点案

※「争点案」とは、労働委員会が、不当労働行為事件の審査をする上で、何が争点となるかをあらかじめ明らかに、申立人・被申立人に示し、その後に審査計画書を作成することになっています。

##### 争点1

組合の26年3月4日付団体交渉申し入れに対し、育成会との間で団体交渉が開催されていないことは、団体交渉拒否に当たるか。また、拒否に当たるとした場合、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか。

##### 争点2

育成会が26年5月31日付けで育成会の解散に伴い岡庭組員を解雇したことは組員を理由とする不利益取り扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たるか。

##### 争点3

組合の26年6月23日付団体交渉申し入れに対し、連合会が使用者に当たらないとして応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか。

##### 争点4

連合会が岡庭組員を雇用しないことは支配介入となるか。

なお、争点1, 2は、全日本育成会に対してのことで、争点3, 4は育成会連合会に対してのことである。

その後、当事者それぞれの「主張の骨子」について審査委員としてのまとめを読み上げ、確認した後に、今後審問(証人調べ)を行う前に、労働委員会から以下の内容について事実関係について疎明を求めることを明らかにしました。

①全日本育成会から、育成会連合会へ移行する間の意思決定について

ア：全日本育成会においては、2014年1月10

日(理事会)には、法人格変更あるいは縮小とも思える議論があったようであるが、3月20日には社会福祉法人廃止、事務局閉鎖全員解雇となったとするなら、その間にどのような経過があったかについて。

イ：育成会連合会においては、2014年5月23日(設立発足準備会)までの設立についての意思決定についてその形成の経過について。

②全日本育成会の事務局で行っていた事業が育成会連合会への移行過程でどうなったか。

③育成会連合会に移行した後の財務状況について。

### 全日本育成会から連合会への移行期の事実を語れ

こうした不明な点についての疎明を、被申立人両会が進んで行わないようなら、審査委員はさらに強く疎明を求めることになるでしょう。

全日本育成会から育成会連合会への移行時期の意思決定については、組合は両会の関係において指摘していますが、全日本育成会と育成会連合会は、これまでの準備書面の中でろくに説明することなく明らかにしていないのです。そのため、委員会として注目しているということであり、両会が明らかにできなければ、両会の主張は採用できず、「解雇の有効や両会の実質的同一性」を否定できないことになり、「解雇は無効で、連合会の使用者性が認定」されるという流れであるあることの不可逆性を示しているのです。

### ターニングポイントにきた労働委員会闘争

審査委員が今回の調査でこの内容を明らかにしたことは、不当労働行為事件についての認識と心証が不可逆的な内容で固まってきたことを示しており、8月10日の裁判の判決を前に、不当労働行為の審査の方向が大きく動き出したのです。

次回までに、争点についてさらに意見があれば出すこととし、次回の調査は8月29日となりました。

### 両会の補佐人は役割を理解していない態度

ところが、この重要な内容を公益委員会から説明している間、代理人弁護士の前で緊張感もなく、こそこそと他所事を私語していた小出隆司(育成会連合会副会長)補佐人と、三上正浩(全日本育成会清算人)当事者(自称「補佐人」)です。私語に気をとられメモも取りません。この態度はみっともない限りです。

まるで代理人弁護士が当事者でその補佐人のよう

な気分なのかもしれません。

小出隆司副会長も、三上正浩清算人も、使用者として劣化していることがこのような場面で露呈するのです。それはこの二人だけではなく、育成会の劣化を示しているのでしょう。

労働委員会も、大きく動き出した、7・4調査となりました。年内には審問（人証調べ）に入れる見通しになってきました。

そして同日。このような恥ずかしい醜態を示したことは、さっそく事務連絡 vol.21 にまとめて、三上清算人本人に FAX で指摘させていただきました。

### 育成会分会ニュース100号より

（7月7日付けで記念すべき100号となりました。）

育成会・久保会長は、2014年の職員の解雇が不当であることを承知しているのに、司法を騙すために係争上の主張では、事実とかい離した証言をしています。しかし、法廷の中だけ事実と違うことを言うことがバレないように、育成会連合会は情報発信をしなくなっています。裁判所には「全日本育成会と連合は別組織で、連合会は新たに設立した」と言いながら、外部には「64年前に設立した団体」などの認識と、育成会運動の歴史的実績を「育成会連合会の成果」とする見解を示しているのです。他にも矛盾が生まれています。係争を解決できず、長期化させ、予算決算、事業計画、事業報告の情報公開もしていないのですから、信頼度が下がっていくのは当然です。

久保厚子会長の公式見解	久保会長らの係争上の主張
設立は、約64年前（1952年）	設立は、3年前（2014年）

設立は64年前か、3年前か、どっちがホント？

7月7日（金）

東京都知的障害者大会の会場に向かう参加者に記念すべき育成会分会ニュース100号（A4判の8ページだて）を400部以上配布しました。

同じく使用者の再編成である国鉄分割民営化でもひどいゴマカシはありましたが、裁判や労働委員会での自らの主張に反し矛盾することを、使用者が公然と発表していることはなかったのではないかと思います。全日本育成会と育成会連合会の構成員であり、育成会連合会副会長選出母体である東京都育成会の皆さんに、そうした2枚舌状態であることをアピールしました。大会参加者の中には、全日本育成会の宮武秀信元事務長、全日本育成会理事・連合会の役員の金子

健氏（日本発達障害連盟会長）などもいましたので「久保会長は判決が出たらと思っているようだが、判決と解決は違う。解決しましょう。」と声をかけました。

7月9日（日）

埼玉県手をつなぐ育成会大会で、育成会分会ニュース100号を配布しました。

埼玉県手をつなぐ育成会の村山勇治理事長は、育成会連合会の副会長です。村山副会長は2017年3月8日の裁判所での育成会側の証言を傍聴されていました。

村山理事長には、「権利侵害との闘いなくして、権利擁護はできないでしょう。権利侵害と闘っていきましょう」と声をかけました。

## ◆◆ブリタニカ分会◆◆

計画していた6月の社前情宣、団交要求行動の闘いは、21日水曜日の12時から13時だったが、前日から東京地方には大雨注意報が出ていた。当日は朝から強い雨が降っており、どうやら天気予報が当たりそうな気配であったので、三角委員長に相談し、情宣行動を中止して団交要求行動のみの闘いとすることを決めた。闘争参加の意思を表明していた闘争支援者達に闘争内容の変更を伝え、交通機関の運転見合わせが予想されるので、次回参加とするよう依頼した。それでも4名の支援者が結集してくれたので、団交要求書を携えて、当該、委員長を含めて全員で2階のブリタニカ・ジャパンの正面入り口に向かった。

会社側の対応は相変わらず、「社長は外出中」労務担当も「外出中」であった。応対に現れた「派遣社員」と思われる女性社員に「抗議並びに団交開催要求書」を託し、小槌健太郎社長に手渡す際には、組合からの伝言として、「組合無視の無回答ではなく、団交諾否の返事を必ずするよう」、特に、「受けない場合でもその理由を組合に回答するように」と、伝えるよう依頼した。南部労働者組合の参加者からも、「一切回答なしの組合無視は、全く不誠実な対応である。会社には団交応諾の義務がある。団交が開催されなければ、いつまでもこのような争議状態が続く。団交を開催して争議解決の努力をするよう伝えるように」と、力強い提言があった。

相変わらず降る雨の中、社前に戻ってから簡単に集約し、この日の行動を終えた。

## ◆「共謀罪に反対！」投稿コーナー◆

闘華6月号(5面)で、執行委員会から共謀罪に反対する行動について投稿の呼びかけを行っています。今回は埼玉県での報告です。共謀罪の廃止まで闘いましょう。

## 3連発「共謀罪に反対する市民集会」が開催

国会で、共謀罪が審議され、新聞などで参院法務委員会審議の経過から「来週にも強行採決するかもしれない」という情報が出てきた頃に、埼玉県での行動の1つを紹介します。

埼玉弁護士会主催で、6月7日(川越)、9日(浦和)、13日(越谷)での連続の共謀罪に反対する市民集会が開催されることが新聞に掲載されました。

## 埼玉弁護士会の反対決議

6月7日の川越集会では、埼玉弁護士会が2017年5月23日に「いわゆる『共謀罪』を創設する組織犯罪処罰法の改正に反対する総会決議」を挙げたことと、その反対の理由などが報告されました。共謀罪案は、「2人以上で」「準備行為」で犯罪が成立するというもの。刑法の法益は、犯罪の実行をした、初めから「組織」でなくてもよく、捜査する人が「組織」かどうかを決めます。

「計画」は、「合意」が必要であるが、話し合いでも、目くばせでもよい。

「準備」とは、外形では判断できない。そのために、何のためにそれをしたかが問題となるのです。そして、このことが内心の問題に触れることになるのです。

通信傍受や、密告の奨励などがされ、監視社会となっていく可能性があります。国連条約は、マフィアを対象としており、テロに関連する13条約はすでに締結しています。共謀罪がなくても、「テロ対策」はできるとのことで、安倍政権は「テロ対策」を口実にしていると思いました。

日本国内の犯罪件数は減ってきているにも関わらず警察官は2万人増えているそうです。そして、当初、共謀罪関連の対象となる法律は677の法律でしたが、それが277に減ったが対象から外れたものを見ていくと削ったものは、マフィア・警察や政治家などの罪であって、公権力をもつものを対象外としたので

した。

## 監視社会と市民を委縮させる効果

ゲストの雨宮処凛氏が、自身の経験として、「警察による監視の実態や、ガサ(家宅捜索)体験などを語られ、今後共謀罪が成立したのちには、さらに監視社会となり、市民生活を委縮させ、政府の方針に反対や、疑問も言えない社会になっていくということが心配されるし、さらに権力に疑問を持ったり、反対する人をテロリスト扱いすることで、市民にそう思わせる効果や、1回ガサ(家宅捜索)が入るだけで、実害が発生する。直接的にはパソコンが押収され仕事ができなとか、ガサがあったことで周囲の目が変わったり、仕事を辞めなければならなくなったりする可能性もあるなどの支障が生じる。」という内容の発言をしました。

このようなことはほかにも、警察が怪しいと思ったら例えば、楽譜をコピーしたら「著作権法違反」とか、マンション建設反対の座り込みや労働組合の抗議行動なども「組織的威力業務妨害罪」になるし、デモしている人を逮捕などで切っ掛けとなれば、令状をとって、家宅捜索や、逮捕ができる事例で、テロと無縁な犯罪を別件逮捕するなど、警察の疑いをかけている情報を探し出すことや委縮させられればよいのですから、いろいろあるでしょう。

共謀罪に反対する集会の参加者を警察が監視して、個人情報を集めることで市民が委縮して、集会や学習会をやらないようになったり、声をあげなくなったりすれば、なおさら権利は侵害され、力による支配が横行することになると改めて思いました。

6月15日に強行採決で成立しましたが、各地の集会の盛り上がりを見ても民衆の反対運動は長続きするでしょう。悪法の廃止まで闘いたいと思います。(C)



## 労組法7条2号の使用者性：働き方によって 団体交渉権を失わないための考察

第133回日本労働法学会を傍聴して(その2)

闘華6月号にも掲載しましたが、第133回日本労働法学会の不当労働行為救済制度の第2報告をします。

労働者派遣制度や分社化・子会社化や持ち株会社による企業集団の形成に関して、不当労働行為救済制度では、「労組法第7条2項の使用者」をどのように考えたらいいか。派遣労働者など、想定していない時にできた不当労働行為救済制度であるので、これまでの使用者—労働者という関係を前提に、使用者を考えるのではなく、憲法28条の団体交渉権の意義に照らして検討を行い、団体交渉権の意義の第1は「労働関係法規の違反是正と実効性の確保。第2は、労働関係上の権利紛争の自主的解決と労働者の権利の実現。第3は、労働者の雇用・労働条件の維持改善等を要求し実現すること。第4は、集团的労使関係のルール(手続き・便宜供与等)の労働協約の解釈や履行等。」であるので、これらの内容が派遣労働者に関して、アプローチすればよいかというのが問題となる。

報告者の提起は、交渉事項ごとに対応した「使用者」の決定を行うという提起であった。

当該労働者につき、ある労働関係法規上の義務を負う者、安全配慮義務を負う者、雇用・労働条件を支配または決定できる地位の者などが存在し、1つの交渉事項に複数使用者が存在することもあり得ると言う内容であった。

### 派遣という働き方での使用者性の曖昧化について

報告者は、「派遣労働については、労働者派遣の特質と制度の複雑さから当該交渉事項の使用者を特定することが困難な場合も多いが、団体交渉権は実質的に保障される必要があり、また「使用者の不明確さ」のリスクは労働者ではなく、労働者派遣を利用する派遣元、派遣先が負担すべきである。」として、派遣労働者であるがゆえに、交渉相手方がないという不利益が生じてはならないという考えから本報告を行った。

これは「使用者概念の拡大」というアプローチとは別の方法の提起であった。派遣労働者であるが故の不利益を放置しないで対処する方向での報告がなされた。これは従来の学説とは発想を変えるところがある積極的なものであった。今後検討を深めていきたい。

## コラム：三里塚農民の闘いより

### 市東さんの農地取り上げを 阻む闘いはつづく

#### ●農地法を使った空港会社の農地取り上げ

三里塚の農民・市東孝雄さんは、2006年、父祖伝来90年にわたって耕しつづけてきた農地を空港公団(現空港会社)が「明け渡せ」という裁判を地裁に提訴(耕作権裁判)して以来、これに屈せず闘い抜いて来ました。

この背景には、無理矢理開港した暫定滑走路の誘導路が、この市東さんの南台の農地によって「への字」に曲がったまま強行開港したことがあります。

以来、「耕す者に権利あり」「農地は命」を掲げ、有機農業を着実に実践し、都市の消費者(労働者)に届け、「農地の転用」を許さず、強固な弁護団とひたむきな支援者とともに農地取上げを阻んで来ています。

この耕作権裁判開始をきっかけに「市東さんの農地取り上げに反対する会」も結成され、軍事空港として4000メートル滑走路を日米安保有事の際、「軍事転用」される危険性ととともに、日本の農業と農民の未来を象徴するこの暴挙に反対し、支援運動に取り組んでいるのです。

#### ●最高裁判決を実質的にひっくり返す「請求異議裁判」が開始された

市東さんは2005年に空港公団が、かねてより南台の農地を父親の市東東市さんをだまして偽造の契約書を基に成田市農業委員会—千葉県農業会議が認めた農地明渡しに抗して千葉県知事に取り消しを求める裁判を提訴、一方公団は南台の農地からさらに収用の範囲を広げ東峰の農地(出荷倉庫、農器具置場などを含む)を「明け渡せ」と反訴して来たのです。これが併合裁判として「農地法裁判」が2008年から始まりました。

一審の多見谷裁判長は公団の言い分を認め不当判決。控訴審(東京高裁)の小林裁判長も「控訴棄却」。上告した市東さんに対し、最高裁は昨年(2016年)10月「上告棄却」したのです。

この最高裁決定によって、市東さんが現に耕している農地の3分の2近くが奪われることは必至、という正念場になって、しかし新たな執行停止の裁判闘争が

本年2月に開始されたのです。それが「請求異議裁判」なのです。

### ●実質的に強行執行を止める裁判とは

ほとんどの人が、この最高裁決定の報を聞き、日本の司法に対する失望と怒りにかられ弾劾しました。しかし、この「請求異議裁判」が「最高裁の不当決定」そのものはひっくり返せないものの「農地明渡しの強行執行」を実質的にひっくり返す可能性のある裁判です。その上この裁判を起こすと同時に弁護団は「強制執行停止決定」を申立て、裁判所が200万円の保証金担保にこれを認め、強制執行手続きが停止しました。

### ●その中身は？

市東さんはこの請求異議の根拠を3点挙げています。

① 空港会社には、そもそも強制執行の請求権を歴史的に放棄した、という歴史的事実がある。

1994年10月11日、国と空港会社は、成田空港平行（暫定）滑走路の用地について、「今後あらゆる意味で強制的手段はとらない」「あくまで話し合いにより解決されなければならない」と公式に表明（成田空港円卓会議）。

空港会社がこの最高裁決定をタテに農地を取上げようとすれば、強制執行によることが避けられず、この約束を破ることになり認められません。

② 裁判官忌避が決着しないうちに下した高裁・小林裁判長の判決は無効。

農地法裁判の控訴審は第4回（2015年3月4日）突然、結審が宣告されましたが、直ちに裁判官を忌避申立て、最高裁にまで上がって審査途中にもかかわらず、小林裁判長は「控訴棄却」の判決を言い渡したのです。これは「忌避申立てがあったときは、申立てについての決定が確定するまで、控訴手続きを中止しなければならない」とする民事訴訟法の規定に反して「判決に関与できない裁判官による判決」であって無効なのです。

③ 離作補償料不払いにより、千葉県知事の許可処分は失効したので、強制執行できない小作地の解約には知事の許可が必要です。先に述べたように、空港会社の申請を受けて千葉県は、2006年9月21日付で「離作補償を給付すること」を「条件」として明記しました。しかし空港会社は、支払うことも供託もしていま

せん。許可処分は失効しているのです。

### ●先に始まった耕作権裁判の現状は？

そもそも、一番先に空港会社が市東さんの南台農地を「明け渡せ」として始まった「耕作権裁判」は一方でどのように進んでいるのでしょうか。

今、この裁判の争点は、空港会社による畑の位置の誤認と偽造証拠です。

この問題は2006年の裁判開始から10年にわたって争われ、今も父親・市東東市さんの署名が偽筆か真筆かの鑑定書の応酬が続いているのです。空港会社が最高裁「文書開示命令」に従わず、渋々最近出してきた文章は一番肝心の書面が墨すり＝いわゆるノリ弁）され、とうてい文書開示したとはいえない、空港会社がこの期に及んでも証拠隠しに明け暮れているのです。

### ●第3滑走路、騒音地獄……

こうして、請求異議一仮処分により、強制執行を阻んでいる間にも、国と空港会社は、芝山町を中心にした新たな第3滑走路計画の発表、深夜一早朝の飛行時間制限の緩和という新たな空港拡張一住民追い出しの攻撃に出ています。

すでに三里塚闘争は、1966年三里塚の一方的な空港建設発表から51年。反対同盟農家は次々と現地を離れています。

しかし、いわゆる「83年分裂」という事態を乗り越えて、今、市東さんの農地取り上げに反対する大きな闘いの再建が着実に進められようとしています。

第3滑走路・騒音問題で新たな地域住民の起ち上がりも始まりました。

8月10日午前、請求異議裁判第3回があります。10時半、千葉地裁（抽選の可能性あり。10時10分には集合）。それに先立って午後9時より千葉地裁包囲デモも行われます。

こうした法廷内外を貫く闘いにできるだけ、参加すると同時に現地調査にも可能な限り組合としても取り組みたいと考えています。（M）



◆◆ ユニオン東京合同のお知らせ ◆◆

共謀罪をぶっ飛ばせ！  
午後7:11 全国一斉スタンディング

- 日時：7月11日(火) 15:30～
- 場所：新宿小田急百貨店前  
新宿駅西・東・南・東南口7:11一斉スタンディング
- 主催：「ぶっ飛ばせ共謀罪」百人委員会

被爆72周年 **7・18反戦・反核東京集会**

- 日時：7月18日(火) 18:00～
- 講師：松村 高夫さん(慶應義塾大学名誉教授)  
「今こそ問う!アメリカの原爆投下責任」
- 特別報告：西村トシ子さん(未返還遺品請求訴訟原告)
- 主催：8・6広島-8・9長崎反戦反核全国統一実行委
- 参加費：資料代500円

阿佐ヶ谷市民講座 **パンフルートで吹く  
歴史の記憶-沖縄・アイヌ・朝鮮**

- 日時：7月20日(木) 18時30分～
- 場所：劇団展望
- 講師：江藤 善章さん(パンフルート奏者)
- 主催：阿佐ヶ谷市民講座実行委員会
- 参加費：800円 学生400円

**医療観察法廃止! 全国集会**

- 日時：7月23日(日) 13時～16時30分
- 場所：南部労政会館
- 講演：富田 三樹生さん(日本精神神経学会法委員会委員長)  
「相模原事件」を考える
- 主催：実行委員会
- 参加費：500円

**被爆72周年 8・6ヒロシマ大行動**

- 日時：8月6日(日)  
7:15～8:15 8・6 アピール集会(原爆ドーム前)  
8:20～9:00 安倍首相弾劾デモ(元安橋→中電前)  
12:30～14:30 8・6 ヒロシマ大集会(広島県立総合体育館)  
15:00～16:30 改憲・戦争の安倍倒せ 8・6 ヒロシマ大行進
- 主催：被爆72周年8・6ヒロシマ大行進実行委員会

組合活動日誌			
月	日	曜	活動内容
6	11	日	国鉄闘争全国集会
	14	水	ふじせ学研前情宣
	15	木	共謀罪法案廃案 国会前全日行動
	21	水	ブリタニカ社前情宣
	26	月	育成会分会：社会保障審議会障害者部会分会ニュース配布 三里塚市東耕作権裁判
	27	火	臨時執行委員会、厚労省前育成会分会ニュース配布
	7	3	月
4		火	育成会分会都労委調査
7		金	育成会分会：東京都育成会大会 分会ニュース配布
9		日	育成会分会：埼玉県育成会大会 分会ニュース配布 三里塚・市東さんの農地取上げを許さない現地行動
スケジュール			
月	日	曜	活動内容
7	11	火	共謀罪をぶっ飛ばせ！一斉行動 ★
	13	木	解雇自由化・8時間労働制解体阻止厚労省前情宣
	18	火	被爆72周年反戦反核東京集会 ★
	20	木	阿佐ヶ谷市民講座/パンフルートで吹く歴史の記憶 ★
	23	日	医療観察法廃止! 全国集会 ★
	27	木	ブリタニカ分会会議、臨時執行委員会
8	2	水	定期執行委員会
	6	日	ヒロシマ大行動 ★
	10	木	育成会解雇無効地位確認裁判判決 13:30 709号法廷
	16	水	定期大会議案書会議
	28	月	闘華編集会議、財政会議
29	火	育成会分会 都労委調査 10:00～	

★印は、左に詳細情報があります。

